

一般競争入札必要事項

バイホロン株式会社

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 案件ごとに定める入札参加条件を満たしている者であること。

エ 建設業法第28条第3項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中のものでないこと。

オ 郵便入札にあつては当該案件の入札公告の日から入札書等の到着期限の日までの間、において、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

2 契約条項等の閲覧

契約書案は、案件ごとに定める期間内に案件ごとに閲覧に供する。

3 設計図書の取得等

(1) 案件ごとに定める現場説明会時において、設計図書等を配布する。

(2) 取得した設計図書は、他人に譲渡若しくは配布し、又は積算以外の目的に使用してはならない。

(3) 設計図書を取得していない者は、入札に参加するこ

とができない。

- (4) 設計図書について質問があるときは、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ書面をFAXして行うこと。
- (5) 質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに書面を電送FAXにより行う。

4 入札の方法等

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 入札書

ウ 積算内訳書

エ 配置予定技術者調書

オ 同種工事の施工実績調書

カ 入札公告において定める書類

(2) 入札の方法

ア 郵便入札の方法は、入札心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (ア) 入札書は、内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに外封筒に入れて提出する。
- (イ) 一般書留又は簡易書留により郵送する。
- (ウ) 郵送先は、バイホロン(株)とし、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課名を記載する。
- (エ) 外封筒の表には、郵送先のほか「入札書在中」と記載し、併せて案件ごとに定める開札日と案件名を記載する。
- (オ) 外封筒には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載する。
- (カ) 1つの封筒に複数の案件に係る入札書等の提出書類を同封してはならない。
- (キ) 入札書等の提出書類は、案件ごとに定める入札書等の到着期限の日までに到着するよう提出する。

5 提出書類の記載事項

(1) 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。ただし、入札公告に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(2) 配置予定技術者調書

配置予定技術者は、原則として、主任技術者等（建設法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）1名を記載する。ただし、入札参加申請書の提出時に配置予定技術者を特定できない場合に限り、複数の候補者を記載することができる。

(3) 同種工事の施工実績調書

過去3年間の同種工事の施工実績について記載する。

6 入札の辞退

入札書提出後に入札を辞退する場合は、案件ごとに定める入札書等の到着期限又は受付締切の日時まで、入札辞退届を案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ提出する。

7 開札の方法等

(1) 開札日時及び場所

案件ごとに定める。

(2) 開札の立会い

ア郵便入札の開札にあつては、入札参加者（その者に雇用されている者を含む。以下同じ。）の中から、契約担当課があらかじめ選任した2者を立ち合わせる。

イアの場合に立会人が2者に満たないときは、入札事務に関係のない職員を立会人に充てる。

ウ立会人は、開札終了後、結果を記した開札立会人確

認書（様式第7号）に署名しなければならない。

8 第1順位の落札候補者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 第1順位の落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）のうち、最低の価格をもって入札を行った者を第1順位の落札候補者に決定し、第1順位落札候補者決定通知書（様式第8号）により通知する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 第1順位の落札候補者が入札及び契約を担当する課から4(1)に掲げる提出書類以外の入札参加資格審査書類の提出を求められたときは、当該提出を求められた日から起算して2日以内に入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参により提出しなければならない。ただし、社長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

イ 第1順位の落札候補者の入札参加資格の確認は、郵便入札にあっては入札書等の到着期限の日とし、現在の事実をもってするものとする。

ウ 第1順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、第1順位の落札候補者以外の落札候補者のうち、最低の入札価格を提示した者を第1順位の落札候補者とする。

9 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

ア 第1順位の落札候補者について、入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって落札を決定する。

イ 郵便入札において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者について、入札参加資格の確認を行った上で、指定する日時に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課

に参集を求め、くじを引かせて落札者を決定する。当該入札をした者が指定する日時に参集しないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

ウ落札者の決定は、原則として開札日を含め3日以内（休日を除く。）に行う。ただし、第1順位の落札候補者の入札参加資格に疑義があるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき、又は入札が総合評価落札方式であるときは、この限りでない。

(2) 入札結果等の通知

ア落札者が決定したときは、速やかに、当該落札者に落札決定通知書（様式第9号）により通知する。

イ入札の結果については、案件ごとに定める入札及び契約を公式ホームページでその結果を公表する。ただし、9(1)オただし書の場合にあっては、落札が決定するまでの間、落札者が決定していない旨を公表する。

ウ第1順位の落札候補者でありながら落札者とならなかった者に対しては、イにより公表するほか、理由を付した書面を電送して通知する。この場合において、通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に書面にてその理由について説明を求めることができる。

(3) 落札者の提出書類

ア落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に他の工事に配置している主任技術者等を記載したときは、次に掲げる書類のうちいずれか1部を提出しなければならない。

(ア) 竣工登録工事カルテ受領書の写し

(イ) 工事検査結果通知書の写し

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったこと（建設業法第26条第3項の規定が適用されない工事にあ

っては、当該他の工事に専任で配置されなくなったこと)を証する書類

イアの場合において、当社が発注する工事及び当該他の工事のそれぞれが、建設業法第26条第3項の規定が適用されない工事であるときは、アに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者にあつては、この限りでない。

ウ落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に複数の候補者を記載したときは、直ちに当該工事に配置する主任技術者等を記載した配置技術者決定届(様式第10号)を提出しなければならない。

10 入札保証金
免除する。

11 入札の無効等

(1)、入札心得、一般競争入札共通事項に規定する事項に違反した入札及び4(1)に掲げる提出書類のいずれかが欠けている入札は、無効とする。

(2)第1順位の落札候補者が、落札決定の日までに入札公告に掲げる要件(1(1)ケに掲げる要件は除く。)のいずれかを満たさなくなった場合は、当該第1順位の落札候補者のした入札は、効力を失う。

12 契約手続等

(1) 契約の締結

契約の締結については、入札心得に規定するところによる。なお、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者がこの入札公告に定める要件のいずれかを満たさなくなったときには、当該契約を締結しないことがある。

(2) 支払条件

案件ごとに定める。